

お知らせ

平成24年4月から「子ども手当」が「児童手当」に変わりました

福祉健康課

4月から「子ども手当」が「児童手当」に変わり、6月分からの手当に所得制限が設けられます。

3月末まで子ども手当を受給されていた方は、継続して受給できるため、名称変更に伴う申請手続きは必要ありません。

【支給対象】 中学校終了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

【支給額】

(1人あたり)

児童の年齢		支給月額 (所得制限未満の方)	支給月額 (所得制限以上の方)
3歳未満		15,000円	5,000円
3歳以上～小学校終了前	第1子・第2子	10,000円	6月分からの手当に 所得制限が 設けられます。
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

※第3子以降の数は、18歳到達後最初の3月31日までの児童から数えます。

【所得制限】 平成23年の所得審査を行います。

【支給月】

扶養親族等の数	所得額
0人の場合	622万円
1人の場合	660万円
2人の場合	698万円
3人の場合	736万円
4人の場合	774万円
5人の場合	812万円

支給月	対象月
6月 ※	4・5月
10月	6～9月
25年2月	10月～25年1月

※平成24年3月分まで子ども手当を受給していた方は、2・3月分の子ども手当も合わせて支給

児童手当現況届の手続きはお忘れなく

児童手当を引き続き受給できる要件かを確認するため、毎年6月に「現況届」を提出していただく必要があります。この現況届の提出がない場合、6月分以降の手当の支給が停止しますのでご注意ください。

【提出期限】 6月29日(金)

【提出先】 役場福祉健康課窓口、福祉健康センター、総合会館

【持ち物】 ・印鑑

・現況届(役場から送付されたもの)

・健康保険証の写し

※今年笠松町に転入された方は「平成24年度所得課税証明書」を前住所地で取り寄せてください。

※対象児童が町外に居住するときは、その児童の世帯全員の住民票を添付してください。

【その他注意事項】 公務員の方の児童手当の手続きは、勤務先へお問い合わせください。

平成23年10月から平成24年3月までの子ども手当の受給手続きをしていない方は至急申請してください。

【問合先】 福祉健康課

笑顔とクルマに会える街

カラフルタウン



〒501-6115 岐阜県岐阜市柳津町丸野3-3-6
TEL: 058-388-5400
http://www.colorfultown.jp

航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所

羽島郡笠松町中野

☎387-4361